

十九八七	六五四	三二一	○人基年財
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後の	振額最低發行額面金	用振の法發号名稱及法項及の根適そ拠記	平けき、平成國債人向人向告示第六十
子年額平す額の振計當○面成るの記替算た・金二。整載法期り○額十八數又の間、五百八倍は規開各パ円年の記定始利丨に十金録に日払セつ一額はよ前期ンき月によ最振に行ト百十元五日も低替も額口の面座と金簿	一百額の定以万四面振の下円十金替適「平成十八額機用振八萬で機関を受円八百日は受け四十銀も二億と五千する、の八。そ規	社債第一法會株式等の振替法律第七十七條の振替に關する法五十九回。第十四條へ平成十六十	年行第十八年二月九日大臣麻生太郎。
		特十個年向人向付利付國庫債券へ変動。	三百六十年十一月十五日とおり告示する。平成十四年四月三十日。
		（平成十三年法律第七十回）	（平成十四年法律第十回）
		（平成十四年法律第十回）	（平成十四年法律第十回）

○人基年財
平けき、平成國債人向人向告示第六十
年行第十八年二月九日大臣麻生太郎。
三百六十年十一月十五日とおり告示する。平成十四年四月三十日。

（平成十三年法律第七十回）

（平成十四年法律第十回）

用
利
率

十一

十二
後の利子 第二期以

十六十五十四十三
拏込場所 償還金額 期限

平成三十八年十一月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十八年十一月十五日
日本銀行の本店又は支店

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$
毎年五月十五日及び十一月十
日を支払期とし、各支払期に
いて、その日以前六月間に属
する利子として、次の算式によ
り算出した金額を支払う。
$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第一期}}{\text{以後の利子の適用利率}} \times \frac{1}{2}$$

中途換金の取扱い

(一) 中途換金の買取りは、平成二十九年十一月十五日以後において次式により算出した額とする。
 平成二十九年十一月十五日前までの間の場合
 額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
 から平成三十年五月十五日前までの間の場合
 額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

(二)

の場合
 額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和一十五年法律第七十一条))第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三条の規定による改定する特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行